

令和4年3月23日施行

# 瑞浪市中小企業・小規模企業 振興条例



# がんばる中小企業・小規模企業を地域一体で応援します！

## 条例制定の背景

本市には、製造業や小売業、サービス業など、およそ1万4,300人の方が働く1,800あまりの事業所があり、多くの事業所は中小企業・小規模企業です。

地域の中小企業や小規模企業は、それぞれの活動を通じて本市の地域経済をけん引し、地域社会の担い手として地域に貢献してきました。

しかし、近年の中小企業を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、海外との競争激化など様々な構造変化に直面しており、さらには新型コロナウイルス感染症の影響が加わったことで、より一層厳しい状況にあります。

このような状況下において、本市の発展に重要な役割を担う中小企業及び小規模企業が発展していくためには、自主的にその経営や取引条件の向上に取り組むとともに、地域の各主体が連携・協力をし、支援していくことが重要です。

そこで、中小企業・小規模企業振興に対する基本理念や施策の基本方針を定めることにより、施策を総合的に推進し、本市の更なる発展を目指す礎とするため、この条例を制定します。

## 中小企業者・小規模企業者とは

中小企業基本法第2条第1項各号及び第5項に規定する資本金、従業員数のいずれかの基準を満たす事業者です。

| 業種分類   | 中小企業者            |             |       |
|--------|------------------|-------------|-------|
|        | 小規模企業者           |             |       |
|        | 資本金の額<br>又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |       |
| 製造業その他 | 3億円以下            | 300人以下      | 20人以下 |
| 卸売業    | 1億円以下            | 100人以下      | 5人以下  |
| 小売業    | 5,000万円以下        | 50人以下       | 5人以下  |
| サービス業  | 5,000万円以下        | 100人以下      | 5人以下  |

## 条例制定により期待されること

地域の各主体において、中小企業及び小規模企業の振興が地域社会の発展と市民生活の向上に欠かせないものであることの認識が広がるとともに、それぞれの役割が共有され、これら多様な主体が連携・協力し、地域が一体となって振興に取り組む契機となります。

## 条例の内容

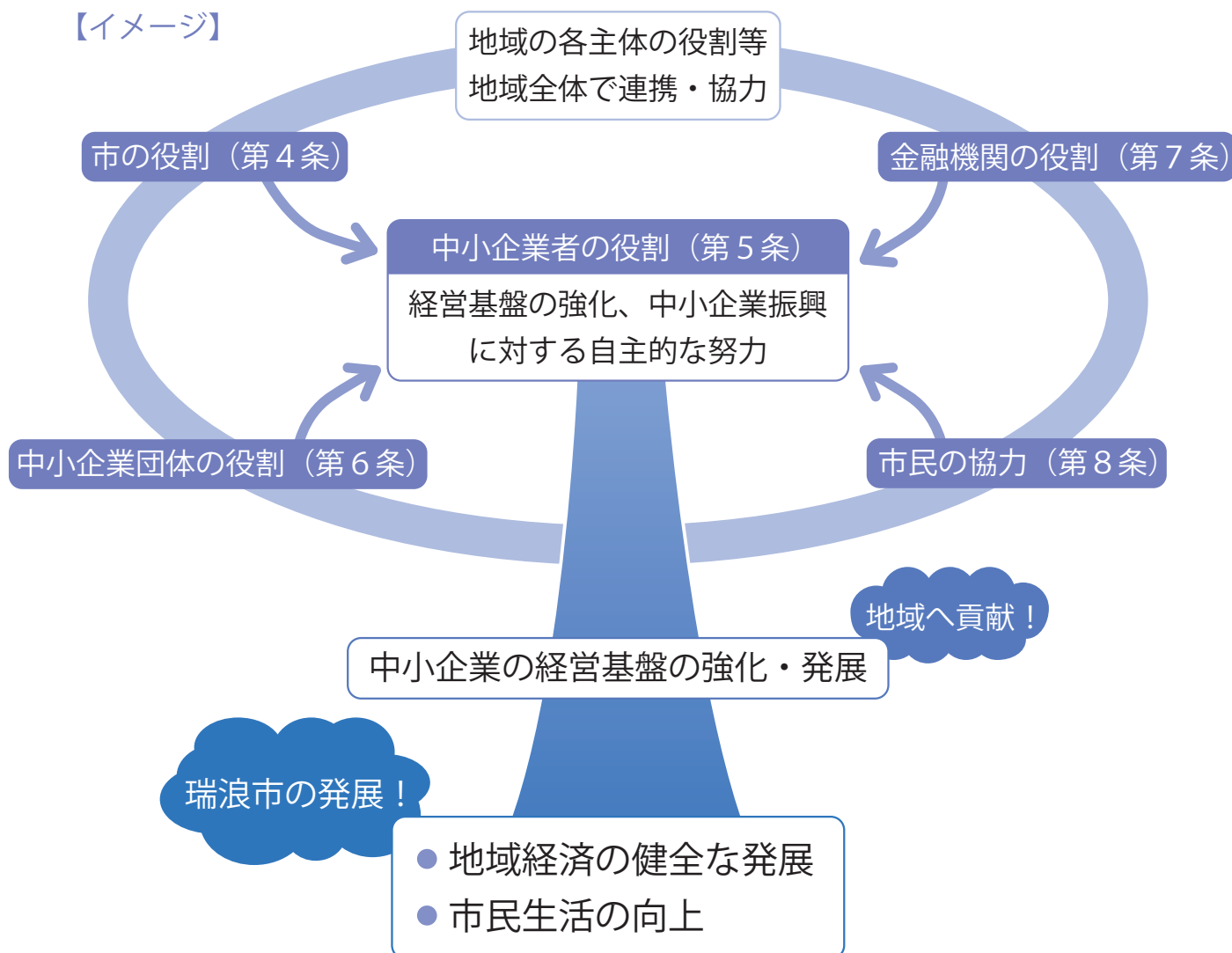
### 【目的】 第1条抜粋

中小企業が本市における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念及び施策の基本方針を定め、市、中小企業者、中小企業団体及び金融機関の役割を明らかにするとともに、市民の協力をもって中小企業の振興を図り、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### 【基本理念】 第3条抜粋

- 中小企業の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な努力が促進されること。この場合において、小規模企業については、持続的な発展を図るための取組が促進されること。
- 市、中小企業者、中小企業団体、金融機関、市民その他中小企業の事業活動と関係がある者が、相互に連携し、協力して推進されること。
- 市内にある産業基盤、優れた人材、様々な特産物、自然環境その他の地域資源を十分に活用して推進されること。

### 【イメージ】



## ■ 中小企業・小規模企業振興のために「各主体」が行うこと

### 【市の役割】 第4条抜粋

- 中小企業の振興に関する施策の立案・実施。
- 施策の立案・実施にあたっては、小規模企業者の事情に配慮するとともに、中小企業者、中小企業団体及び金融機関と連携を図る。
- 中小企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、市民の理解を深めるよう努める。

### 【中小企業者の役割】 第5条抜粋

- 社会情勢の変化に応じて、自らの創意工夫による主体的な経営基盤の強化に努める。
- 相互に連携を図りながら協力し受注の獲得に取り組む。
- 地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図る。

### 【中小企業団体の役割】 第6条抜粋

- 中小企業に対し中小企業の振興に関する情報発信を強化し、経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力する。

### 【金融機関の役割】 第7条抜粋

- 中小企業者に適した円滑な資金融資、経営相談その他の方法により、中小企業者を支援するとともに、市及び中小企業団体が実施する中小企業の振興に関する取組に、相互に連携を図りながら協力する。

### 【市民の協力】 第8条抜粋

- 中小企業の振興が地域経済の健全な発展及び市民生活の向上において重要な役割を果たすことを理解し、中小企業の発展に協力するよう努める。

## ■ 市が行う施策の基本方針

- ★経営基盤の強化   ★資金調達の円滑化   ★人材の育成及び確保
- ★創業及び新たな事業の創出等の促進   ★事業の承継又は廃止の円滑化
- ★商品や技術の研究及び開発の促進
- ★新たな需要及び市場の開拓並びに海外における事業の展開の促進
- ★地域資源等を活用して行う事業環境の整備
- ★女性、高齢者及び障がい者が働きやすい就労環境の整備及び雇用拡大

## 市の取り組み

市では、「市の役割」や「施策の基本方針」等に基づき、各種施策を推進していきます。

### 【事業等一覧】

| 施策の基本方針等      | 事業名等                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経営基盤の強化       | <p>&lt;企業立地奨励事業&gt;<br/>企業立地奨励金により初期操業支援と新規設備投資を促し、産業の振興と雇用の拡大を目指す。</p> <p>【事業所等設置奨励金】<br/>投下固定資産に対する固定資産税及び都市計画税。</p> <p>【雇用促進奨励金】<br/>操業開始に伴い新たに雇用した者に対して、1人につき15万円。</p> <p>&lt;様々な情報提供&gt;<br/>新型コロナウイルス感染症による緊急情報や、行政機関による支援情報を迅速かつ正確に市内事業者に対してメールマガジン「ビジサポメール」で通知。</p> |
| 資金調達の円滑化      | <p>&lt;小口融資預託金&gt;<br/>岐阜県信用保証協会の信用保証を活用した無担保の小口融資資金。</p> <p>&lt;小規模事業者経営改善資金融資等利子補給事業&gt;<br/>小規模事業者経営改善資金融資及び生活衛生改善貸付にかかる利子の一部の補給。</p>                                                                                                                                    |
| 人材の育成及び確保     | <p>&lt;合同企業説明会開催事業&gt;<br/>就職を希望する高校生、大学生、一般求職者を対象に、市内企業の魅力を知ってもらい、企業の特徴や求める人材についても情報収集してもらうことにより、市内企業への就職促進と職場定着を図る。</p>                                                                                                                                                   |
| 創業等の促進        | <p>&lt;創業支援計画推進事業&gt;<br/>「創業支援事業計画」に沿って、商工会議所及び市内金融機関と連携を強化し、創業者の支援を推進。</p> <p>【新たな事業チャレンジ支援補助金】</p> <p>①創業 上限500万円（設備資金の1/3）<br/>②第二創業 上限300万円（設備資金の1/4）</p>                                                                                                              |
| 事業の承継又は廃止の円滑化 | <p>&lt;事業承継ワンストップ窓口の設置&gt;<br/>市内の中小企業・個人事業者の方の事業承継を、市、商工会議所、地域金融機関などが連携しサポート。</p>                                                                                                                                                                                          |
| 技術の研究及び開発の促進  | <p>&lt;窯業技術新分野開拓事業&gt;<br/>&lt;窯業技術試験・試作経費&gt;<br/>窯業技術研究所における、試験、試作等の依頼業務や3Dシステムを活用した試作及び研究開発。</p>                                                                                                                                                                         |

|                  |                                                                                                                                                               |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新たな需要及び<br>市場の開拓 | <p>&lt;中小企業販路開拓支援事業&gt;</p> <p>市内事業者の販売力強化事業として実施する展示会や見本市への出展、及び見本市開催事業に要する経費を補助する。</p>                                                                      |
| 産業基盤その他の<br>地域資源 | <p>&lt;瑞浪ボーノパーク取扱店PR事業&gt;</p> <p>&lt;大湫町旧森川訓行家住宅管理経費&gt;</p> <p>&lt;東海自然歩道・中山道観光ブラッシュアップ事業&gt;</p> <p>&lt;美濃源氏七夕まつり開催事業&gt;</p> <p>&lt;ゴルフの町みずなみPR事業&gt;</p> |
| 受注機会の確保          | <p>&lt;本市発注の工事等における受注機会の確保&gt;</p> <p>適正な予算執行、契約履行、また公平な市場競争に留意しつつも、本市の状況を熟知していることや、納入箇所、工事箇所等への移動コストが比較的低いこと等を考慮し、引き続き優先して受注機会の増大を図る。</p>                    |
| 市民への理解の促進        | <p>&lt;市民への促進&gt;</p> <p>広報やホームページへ条例の紹介等を行い、市民への理解、協力の促進を行う。</p>                                                                                             |

## 問い合わせ

瑞浪市経済部商工観光課  
〒509-6195

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL：0572-68-2111（内線 468）

FAX：0572-68-9862

e-mail：shoko@city.mizunami.lg.jp